

■住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）

（目的）

既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性を確保するため、耐震改修及びアスベスト対策を総合的かつ効率的に促進する。

（1）対象地域：全国

（2）補助対象事業者

地方公共団体、民間事業者等

（3）補助内容等 調査、除去等

対象	調査	除去等
対象建築物 （全てに該当する建築物）	以下の全てに該当する建築物 ・吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物 ・学校等の公的施設については、国による他の補助対象となっていないものに限る。	
対象内容	含有調査は、吹付け材が対象	・吹付け材が対象 吹付けアスベスト及びアスベスト含有ロックウールでその含有石綿の重量が当該建築材料の重量の 0.1%を超えるものが対象。
補助内容	対象建築物の所有者等が行う吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用（データベース作成費用を含む。）	対象建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用。

（4）補助率

- ・調査：民間事業者・地方公共団体ともに定額補助（限度額は、原則として 25 万円/棟）
- ・除去等：民間事業者：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3）、地方公共団体：国 1/3

（5）その他

調査費用の補助は平成 29 年度末、撤去工事費用補助は平成 32 年度末で終了予定。

しかし、国の推計によると、平成 40 年前後にアスベストを使用している可能性のある民間建築物の解体のピークが訪れると考えられていることから、補助制度の相当期間の延長を府から国へ要望しています。

地方自治体の補助制度創設状況

平成29年4月時点

地方公共団体	制度創設済	
	調査	除却等
大阪市	○	○
堺市	○	○
豊中市	○	○
池田市	○	○
箕面市	○	
吹田市	○	
茨木市	○	
摂津市		
高槻市	○	
島本町		
能勢町		
豊能町		
東大阪市	○	
枚方市		
寝屋川市		
交野市		
守口市		
門真市	○	○
四條畷市		
大東市		
八尾市	○	
藤井寺市		
松原市		
羽曳野市		
富田林市		
河内長野市		
高石市		
泉大津市		
和泉市		
岸和田市		
貝塚市		
泉佐野市		
泉南市	○	
忠岡町		
熊取町		
田尻町		
岬町		
柏原市		
大阪狭山市		
太子町		
河南町		
阪南市	○	
千早赤阪村		